

パブリックコメントにむけての簡単な解説

◆はじめに

＊この計画「特定健康診査・特定保健指導実施計画」は、平成 20 年度から始まる特定健康診査・特定保健指導と呼ばれる事業のあり方について述べています。

◆制度の変更点

＊本市がこれまで実施してきた健康診査は「成人健康診査」「基本健診」などとして皆さんに知られてきました。しかし、新しい法律「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成 20 年度から、大きく組み換えられることになりました。

変更の重要なポイントは、次のとおりです。

- 1) 40 歳以上の健康診査は、医療保険者が行います。
- 2) 健康診査の内容は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）を重視するものになります。
- 3) 健康診査（特定健康診査）は、より多くの人に受けていただきます。
- 4) 健診後の事後指導（特定保健指導）も、より多くの人に受けていただきます。
- 5) 受診者や事後指導の参加者数が少ないと、将来、財政面に影響します。

※皆さんの「医療保険者」は、健康保険証をご確認ください。例えば、大企業の会社員やそのご家族の場合は「〇〇健康保険組合」、中小企業の会社員やそのご家族は「政管健保」という人が多いです。また、75 歳以上の皆さんは平成 20 年度から「愛知県後期高齢者医療広域連合」となります。

本計画は豊明市国民健康保険として策定するものですが、「国民健康保険」は自営業の皆さん、退職者の皆さんが多いです。

◆この計画の特徴

＊本市には、総合計画・介護保険事業計画等の様々な計画があります。この計画「特定健康診査・特定保健指導実施計画」の最も大きな特徴は、次のとおりです。

- 1) 豊明市国民健康保険として策定する計画で、40～74 歳の国民健康保険加入者が主な対象者となります。
- 2) 主に、健康診査（特定健康診査）と健診後の事後指導（特定保健指導）について、今後の目標や実施方法を記述しています。